

法第 39 条、岐阜県建築基準条例第 5 条（災害危険区域）

災害危険区域制限

災害危険区域の建築制限は次のとおりとする。

- ① 条例第 5 条第 1 項の「住居の用途に供する建築物」とは、住宅のほか、寄宿舍、下宿、老人ホームなどをいい、建築物の一部が住居の用途に供されるものを含む。
- ② 災害危険区域内の条例第 5 条第 1 項ただし書の規定による建築許可は、次に該当するものに対して適用する。
 - a 国、県又は市町村等が公共事業等により防災工事を施工したものであること。
 - b 防災施設を国、県又は市町村等が管理するものであること。
 - c 防災工事の完了後、防災施設が安全な状態で 1 年以上経過していること。
 - d 申請書に添付された市町村長の意見書及び防災施設の現況写真等により、防災施設の管理方法及び現況等について安全上支障がないことが判断できるものであること。
- ③ 条例第 5 条第 2 項ただし書の「急傾斜地の状況等により当該建築物が被害を受けるおそれがない場合」とは、急傾斜地の高さ及び勾配等を勘案して建築物の上層部において本文の適用が緩和できる場合をいう。